

第4回松阪市子ども発達総合支援施設運営あり方等検討委員会 議事録

日時:平成27年1月22日(木)午後1時30分～午後3時30分

場所:松阪市役所 5階 右側第1第2会議室

出席者:上田美菜、谷口理恵、松本亜由美、八田久子、山下亨、安田尚樹、佐藤祐司、世古佳清、中川義文、堤康雄、北川恵一、中出繁

欠席者:亀井美香、野田倫子、山敷敬純

事務局:南野忠夫、中田順也、西嶋秀喜、青木覚司、林徹、梶辰輔、水本恵美

設計業者:(株)サードパーティ小池啓介

傍聴者:1人

保護者:7人

【事項】

1. あいさつ

2. 会議の公開について

3. 議事

(1) 松阪市子ども発達総合支援施設運営に関する基本指針(ガイドライン)についての説明

(2) 松阪市子ども発達総合支援施設運営に関する基本指針(ガイドライン)についての保護者意見交換

4. その他

(1) 次回検討委員会の日程について

日時:平成27年2月12日(木)13時30分～15時30分(予定)

場所:松阪市議会 第3・4委員会室

【議事の内容】

(1) 松阪市子ども発達総合支援施設運営に関する基本指針(ガイドライン)
《委員長あいさつ》

皆さん、改めましてこんにちは。子ども発達総合支援施設については、これまでおおよそ様々な事が順調に運んできておりまして、さらには先日国からの補助もいただけるということで、若干予定よりも早いタイミングで施設そのものを竣工させることができ、かつ運営の運びとすることができるようであります。やはり従来から申し上げておりますように、大事な事は箱を造った後にその中身をどういう風によくしていくかということでありまして、まさに、今行われておりますこのあり方検討委員会というのは、その中身をいかにより良いものにしていくのかについて議論していただいている場でありまして、保護者の方にお

来しいいただき、また専門家の方にお話を伺いながらより良いものにしていきたいと思っておりますので、今後とも議論へのご協力よろしくお願い致します。

《事務局より(1)の概要説明》

*補足として静岡視察の様子

委員長：事務局より松阪市子ども発達総合支援施設事業運営に関する基本指針（ガイドライン）の説明がございました。視察に関しては、今ご説明があった静岡と昨年末には大阪に行く予定でしたが、12月の大阪は天候の為、行けませんでした。実際に行っていた10月の静岡の情報提供をしていただきました。今、議事の(1)につきましてご質問をしていただいてもいいのですが、(2)でガイドラインの意見交換という風になっておりますので、こちらの方で質問と合わせて意見交換をしていただければいいかなと思っております。従いまして、(2)松阪市子ども発達総合支援施設運営に関する基本指針（ガイドライン）についての保護者意見交換に移らせていただきます。資料1を基にして、今度新しく出来る施設の運営のあり方、基本的な考え方について説明をしていただいたわけですが、こちらを取りまとめるまでには、もちろんこちらにいらっしゃる委員の方々及び随時開きました保護者との意見交換会でいただいた意見を基にして取りまとめたものではありませんが、本日初めてお聞きになる、或いは初めてお越しいただいた方もいらっしゃるかもわかりませんので、忌憚のないご意見をいただければと思っておりますがいかがでしょうか。

委員：わからないところがありますので教えていただきたいのですが、児童発達支援事業の中にありました、「家族等に対する介助負担の軽減のための介助技術の提供」とは、具体的にはどんな事をしていただけるのでしょうか。

委員長：いまのご質問は、お手元の資料のP2の下の方(2)児童発達支援事業の2のウの部分になります。アンダーラインが引いてある所になります。具体的にどのような技術の提供なのかということです。

事務局：その子どもによって発達の得意な部分不得意な部分があります。この不得意な部分を良くするためにどういった関わりをしたらいいのか、母子の方は特に最初の頃は悩まれる方が多いので、こういう風に接すればいいよ、例えば肢体の子どもはOTやPTから具体的な部分、具体的な関わりまで幅広い提供ができたかと考えております。そういう事をしていくことで、保護者の方(家族の方)が、この子にはこういう接し方をしているんだな、例えば右からかかわるのか左からかかわるのかとかあると思っておりますが、日常の面での情報提供が出来ていければいいなと考えています。そういう事が介助負担の軽減になるのではないかと思います。

委員：2 総合支援施設の運営目的に、「・・・就園又は就学ができるように・・・」

と書いてありますが、就学期の子どもの目的は明記しなくてもいいのでしょうか。前回欠席しましたので、そのあたりが話し合われたかどうかわからないので教えてください。また、明記しなくてもいいのかも教えてください。

委員長：お手元の資料の P1 の真ん中あたり、2 の運営目的ですね。こちらは、あくまでも就園又は就学と前段階での話に限定されているように読めるということだと思います。この点につきまして事務局いかがでしょうか。

事務局：この文面からいきますと、確かに就学期の子どもが抜けているかなあと思われませんが、実は事務局では紆余曲折の意見がございました。就学という言葉の中に就学期の子どもも含まれないだろうか、そう読んでいただけるかなあという意味合いも込めてこの文章を作りました。これは確定ではありませんので、変えよというのであれば、追記していく形で考えたいと思っています。ただ、事務局の考えとしては、この就学には就学中の子ども達も含められないかと考えていたところです。

委員：「できるように」とありますので、「できるように」なのかなと思いますが・・・

事務局：「就学が出来るようにするために」の後に「就学期の子ども達が引き続き・・・」というか、その辺は次の委員会までに事務局で色々また考えてみます。

委員：就学できるようにという未就学の子どもと、低学年の子どもと、中高生の子どもがこれから地域に出て行く為の療育とは、全く目的や手立てが違うと思っていますので、そこらも含めてのお考えを載せていただけたらありがたいと思います。

委員長：この運営目的の文言につきましては、事務局で再度検討したいということです。次回委員会までに検討していただいた上で、修正案をお出しいただきたいと思っています。他にございませんでしょうか。

委員：P6 の地域デイサービスについて、遠くの人たちの為に巡回方式でという事だと思います。これについて、場所的には、どこかのデイサービス事業所とか各家庭とかに行かれるという事なのでしょうか。そこらへんがわかりませんし、例えば、お母さんが車の運転が出来ずそこに行けないという方もいらっしゃると思います。私は飯南・飯高ではないのですが、とにかくここに行くのは遠いのです。車がないと絶対に子どもを連れていけない状態なのです。そういう人もいらっしゃると思いますが、そうなれば家庭に来ていただく事も出来るのかどうか、地域デイサービス事業と書いてありますので家庭ではないと思いますが、場所はどのような風に捉えさせてもらったらいいのでしょうか。

委員長：P6 の地域デイサービス事業の具体的な実施場所についてのご質問でした。事務局いかがでしょうか。

事務局：この地域デイサービスにつきますては、元々この施設を建てる前の段

階の市民意見聴取会の中で、確か飯南・飯高からお越しになった保護者の方から、「1時間もかけて今度できる施設に行くという事はとても不可能だ」と強く意見を言われたということも今でも覚えています。それを受けまして、何とかできないだろうかということで考えたのがこの事業です。個人の家に行くのではなくて、例えば飯南・飯高の公共施設を使って(一角をお借りして)そこに来ていただける方法を考える、これは言いにくい事ですが、今後の事業検討の中で、迎えに行く事が出来るのであれば送迎をしていく、そういう事業展開も必要であるかもしれません。しかし、基本的には、サービスが利用出来るという地域均等を出来るだけ図ろうという意味合いになっています。ですから、個人宅に行くという事は、かつて厚生省時代に事業化していました訪問診査事業がありましたが、そのレベルではなく、一つのサテライト的事业をそこに作るという考え方に基づく事業展開だと考えていただきたい。職員が本館の事業展開のやり繰りをしながら時間を作って出かけていく、地域にいる子どもや保護者の相談や訓練を実際にやっていこうという考えを持っているところです。飯南・飯高の方で希望される方もいらっしゃると思いますので、実施すれば必ず何人かは出てくるという見方をさせてもらっています。直営でしていくのか或いは委託をするのか、どのように変わるのかは今後の確な判断をしなくてはならないかと思っています。今の段階では答えになっていないかもしれませんが、その方向性を持たせていきたいと思っています。

委員：場所の特定をしてもらっていますが、私の地域からも遠いのです。バスもないです。そういう人をどう救っていくかという事を、この地域デイサービスで救っていてももらえるのかと思っていたところなのですが、ここらへんはクリアしていてももらわないといけないと思うのですが、どうですか。

事務局：二つの考え方がもてると思います。一つは、この後にあります地域スクール事業を使って長期休業期間中に提供していくサマースクール、もう少し拡大バージョンにしていくのであれば、その期間中は特定する場所ですのであれば可能性は追求できるかと思っています。これはあくまでも実施する側の体制が整わないとなかなか前に進まないというのが正直なところです。それからもう一つは、地域デイサービスのもう一つの事業で救えないかということがもてます。本館としては、就学期の子どもは送迎を念頭に考えなければならないと思っています。例えば、〇〇のバス停に集まっていれば一定の時間でできるのではないかという風なスケジュールは組めるかもしれない。毎日の事ですから、その辺は具体的な職員が決まってくると色々な形で考えるであろうと思っています。ですが、過度に職員に負担をかけるのもこれからの運営に差しさわりがあります。これは表裏一体のことがありますので、考えないといけないと思っています。飯南・飯高への要望があるという事は、同地域には児童支

援施設が全くないという事です。介護保険事業施設はあっても障がい関係をしている事業所は1〜3つくらいしかなく、障がい児発達支援施設は全くありません。そういう意味では、本館を利用する頻度が低いということで、先行して飯南・飯高とさせてもらいました。この施設は50年という目標を持ってやっていきますので、50年の歩みの中では必ずそういう問題は出てくると思います。対応は必然であると思っています。現段階ではまだ何も出来ていないのでこれからと思っています。問題意識としては持つべきものと思っています。

委員：P1の運営の目的について、これを見ていてすごいなと思うのですが、少し違和感があります。ここにたどり着くまでの部分、私が療育センターに通っていた頃に一番よかったなと思う事は、親子関係が出来た事です。それで運営の目的のところに、言葉はちょっと出てきませんが、できたら良好な親子関係を育てる為の支援とか、親子関係という言葉を必ず入れていただけるとありがたいと思います。しんどくなる時、私の子は10歳なのでまだ子育ては10年なのですが、親子関係が出来ているからこそ乗り越えられた事が多々ありまして、訓練にたどり着くまでにも結構あります。ぜひ入れてください。

委員長：この施設の運営目的については、修正版が出てくるという事ですから、その際にはご検討をよろしくお願い致します。

委員：今言っていることかどうかわからないのですが、人選の事です。この施設で働いてくださる方は保育士さんが一番多い事になると思います。その保育士さんの人選なのですが、保育士は松阪市の職員の方ですよね。例えば、春の人事の発表まで今の保育所に続けていられるかどうかかわからないと言われ、蓋をあけてみたらその保育士は異動になっていたということがあります。今までそういう風にみてきたのですが、誰がここに来るのかわからない状態で、市役所でその人を見ないで、じゃあこの人は何年目だから異動させて空があるから入れるとか、そういう風では困ると思います。例えば、仮にここで保育士さんが10人働くとして、10人が障がいがある子とかハンディーがある子とかを支えたいと思わずに(興味がなく)、子どもと過ごす事が好きだから保育士になり、地域の保育園で働く事を目的として保育士を目指してこられた方ばかりが10人集まっても、保護者としては相談をしたとしても多分大した答えは返ってこないし、子どもと遊ぶだけなら普通の保育園に入れてもかまわない訳です。というか、普通の保育園に入れたほうが、目の前で先生が「〇〇しますよ」と言った時にその通りに動く子どもがいる訳で、そのほうが目から入る情報が多いのでよっぽどためになりかねないので、せめて半分くらいはベテランの保育士というか、知識もあり子ども達に関わろうという意識の高い方が就いていただいて、後の半分の方は思いがけずここに来る事になってしまったという方も構わないと思います。私たちの子ども達と接する中で、そういう子どもと

接する事にやりがいを感じていただけて成長していただければというところ
がましいですが・・・、人選は大事だと思います。どこにも人選の事は盛り込ま
れていないので、別の所でそれは考えられるのかもしれませんが、かなり最重
要ですからよろしくをお願いします。

委員長：このことに関しましては確かにおっしゃるとおりで、これまでこの場
において議論の俎上に上ったことはありません。おっしゃるように、全くの素
人ばかりで構成された人員ですと、当然施設としては上手く回っていかないも
のだと思いますので、そのあたりはきちんと考えた上で人選はなされるものと
信じておりますし、加えて、総合支援施設の自主事業の中の2にあります人材
育成事業が、まさに今後の子ども達に携わる人間の、必ずしも充分でない現状
を少しでもいいものにしていこうとする意図で盛り込まれた事業でもありま
すので、こちらの方も即戦力ではないのかもしれませんが、今後の施設に関わ
る(人選という言葉を使われましたが)それが容易になるような状況を目指す
ものになりますので、そこらあたりはきちんと(総務部長もいらっしゃいます
ので)、色んな意味を考えた上で人選配置がなされるものと思います。他にご
ざいませんでしょうか。

委員：質問です。情緒障がいについては表向きみえないのですが、当然やって
いただけるわけですね。つまり、心理療法士とかについても考えていただけ
るということですね。その事が文面から読めなくなっています。それ
から、病院で生まれてから或いは小さい子とか長期療養を余儀なくされてい
る方が、国からの指針で在宅に戻すようにということですが、人口呼吸器とか
色々付いた子ども達が今家庭に戻されつつあるということですが、その子ども
達は対象と考慮しておられるのでしょうか。私としては、もし帰ってきて相談が
あれば、今の状況で療育センターに通うよりは、訪問看護をしている(いわゆ
るお年寄りを診ている看護師)に対応してもらうしかないと考えているので
すが、その事も新療育センターが担当されるか否かという事が記載されてい
ないので読めません。もう一点は、このガイドラインは教育委員会とすり合わせ
をしているのかどうかということ。完全に競合していると思います。残念ながら
教育委員会の方が就学支援に関してはシステムがもうできているので、この話
を持っていってもウンと喋ってこないような文面にも読めないことはない
ので、この3点についていかがでしょうか。

委員長：今3点ご質問がございました。ガイドラインですから細かな対象にな
る障がいとかカバーする範囲について書かれていないのはある程度致し方な
いのかと思いますが、実際に運営するにあたって、施設の詳細或いは先ほども
意見が出ました人選と申しますか、配置する人選については決まっている訳
ですから、自ずと出来る事と出来ない事は決まってくる訳です。加えて教育委員

会との連携も合わせて、この3点につきまして事務局いかがでしょうか。

事務局：まず一つ、情緒障がいに関する事ですが、ご存知の通り情緒障がいは大変難しい分野でもあります。ですが、この子ども発達総合支援施設は、総合的に発達障がいを持っている子ども達という考え方でいきますと、対象外ではないという展開をしたいと思っています。ただ、対応の仕方(療育の仕方、訓練の仕方)については、個々にそれぞれの対応の仕方でも検討をしていく、場合によっては主治医に相談をするとか臨床心理士に入ってもらおうとかという考え方をしています。職員配置につきまして先ほど話がでて、昨日今日来たような人ではダメだという事でしたが、事実その事は理解出来ておりますので、そのへんの配慮は出来るところからしていきたいと思っています。二つ目について、この子ども発達総合支援施設は整備事業の基本計画の中で提示しておりますが、福祉型の施設であります。ですから、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の位置づけをするという捉え方をしていますので、大変申し訳なく言いにくいのですが、医療ケアが確実にいる、常にDrが監督する環境におかなければいけないという方は、入所・通所対象から外れます。しかし、ある一定の段階、例えば吸タンとかのレベルでしたら、大丈夫だということであれば、その技法をきちんと受け止めた職員を配置すれば可能であるという考え方は持てると思っています。保健師、看護師といった考え方は当然発生しますので、その点の配慮は考えています。重症な子ども達を家庭に返していく、少し大げさな言い方をしますが、生命維持装置を付けた家庭に居る子ども達については、それを受け入れるということに関しましては、今説明させてもらったことからいくとお分かりになるかと思いますが、対象にはなり難いということになります。ですから、医療的ケアが必要であるという医療型の施設ではないという事だけは念頭に置いていただきたいと思います。それから教育委員会との連携ですが、実は相談支援の分野を置きますという段階で説明をさせていただきました。相談支援は今教育委員会にある相談支援をそっくりここに持ってこようと教育委員会と協議をしています。概ねいいという、その方向性で行きましょうと前向きに考えていただけるようになってきています。先ほど〇〇委員が言われましたように、学校支援の分野でも重なりますので共存をするという事になるのではないかと思います。当然事業調整を行う、お互い調整をしていきたいと思いますということで、私達福祉部と教育とですり合わせをやりかけているところです。こちらはこちら、あちらはあちらということではありませんので、完成したものはまた機会があれば提示をさせていただきたいと思っています。

委員：あと先ほどの保護者の方からの質問ですが(その前の段階は私もうよろしいですから)、療育センターが立ち上がる前には、一応最初の配置になれる

職員については(特に医療系の職員に関しては)、このあたりですと例えば「なでしこ」とかに行って、基本的なことを研修していただいてから事業をしていただくというお願いをして、今事務局の方からその方向に向かって動いていると言っていました。基本的には今いる方プラス研修をされた方が最初は配置されるはずなんです。ただ申し訳ないのですが、今のままでいくと嘱託医が私になりそうです。私がそれに相応しいかというところ多少自信はありませんが、実は先ほど言われましたように、医療型ではなくて福祉型ということです。一般職員が口を出す事はあまりなくて、多分どの子どもさんもお持ちでしょうから、私のかかりつけのお子さんに関しては口を出す事もあるかもしれませんが、それ以外の部分については、保護者がかかりつけ医と相談をしていただいて、その程度の事はやってもらえとか、こうなったらいいとか相談をまとめておいてもらってから療育センターの担当の職員と話をしてもらって、その子の方針を色々決めてもらえるようになってくると、良いのではと考えるのでよろしくをお願いします。

委員長：ありがとうございました。他にございませつか。直接内容についての説明はございませんでしたが、こちらが施設の設計に関する資料になります。今こちらの素敵なデザインをしてくださった設計事業所の方もいらっしやっていますので、この内容も含めてご質問、ご意見ございませんでしょうか。

委員：これまでのお話を伺いまして、六つの事業がはじまるわけですね。その中で同じ時期に始める事は不可能であると思ひますので、優先順位があるのでしたら教えていただきたいと思ひます。それから、親子関係の話が少し出ましたが、こちら側サイドから言ひますと母子関係ですが、それを育てていくという意味でP3の5留意事項のアのところ、「通所形態は、基本的に・・・」と書いてあります。ただし、就学前の子どもと入園前の子どもは母子分離にて療育を行うと書いてあります。就学前はそれでいいと思ひますが、就園前といひますと、3歳児は2歳児が対象ということになります。どこの療育センターでも大体3歳までは母子関係をきちんと作りましようという方向できていますので、この就園のところがかかりました。母子関係が育ち難いのではないかと思ひました。またその下の方で、放課後デイの提供時間が施設の閉館時間(5時)までということになると、ここから延長になると約6時頃まで預かってもらえるという解釈でいいのかどうか。それから、最初の目的の中に就学期を載せて欲しいという意見がありましたか、就学期といひますと12年間あります。その載せ方をどうするか、はつきりさせたいほうがいいのではないかという感じがしました。職員の人選の件が出ましたが、言ひ方が悪いですが、あたりが悪いと1年間学校でも悪いわけです。悪いのですが、基本的に保育士(市の職員)は4年間で異動していきます。他の公立の療育センターでも困ってい

る事は、保育士が異動する事が困るのではなくて、いい保育士が来ないということだと思います。わかりますか。ひどくなると、そこが掃き溜めになるのです(言い方が悪いですが)。これは極端な言い方です。こういう事を言うと失礼ですが、でもそこに来ている方がそういう意識ではなくて、普通の保育園では間に合わないからそこに勉強に行ってきたなさいというか・・・、そういう保育士は長くいる訳です。その考え方が、どこに焦点を置いていくのか、それはこちら側サイドの問題ですからご検討をお願いしたいと思います。5年で異動すると保育士は育ちません。やはり8年、9年という形になってきます。公立で保育士が育たないのはそこです。公立の療育センターはみんなそれで頭打ちになっているのです。これ支援計画には書けません。なぜ書けないかという子どもが見えないからです。誰が書くのかという専門職です。或いはパートの保育士が書きます。それをすると、専門職は訓練が出来なくなるのです。そのへんの立ち位置も考えていただきたい。小児在宅の話が先ほど出ましたが、鈴鹿市でも小児在宅をしております。福祉体型の施設ですが、医療機器を持った子どもはいます。通ってきます。受けてくるようになってくると思います。それは、制度上の問題とか法律の問題とか受ける権利とかを保護者達はよく知っていて、前面に出してこられます。やはり、そのスキルのある職員を配置しないといけないという事が必要になってくるのではないかという話だと思います。それから、発達の気になる子どもというのが出ましたが、これは文章の中に全部入っています。というか、発達の気になる子どもが多いわけです。療育センターを利用される子どもの7割か8割がそういう子どもです。ですから、そういう子どもに対してのノウハウがある職員を育てていただきたいし、そういう配置をぜひお願いしたいと思います。これは今すぐお答えいただくというよりは今後の課題になってくると思います。それから、療育センターを利用するのに色々な計画を立てていただきたいと思います。サービス利用計画というものを必ず立てていただきますよね。特に小児在宅の場合ですと大学病院に行くとか、全部職員がすることになってきます。そういう事も事前に含んでおいていただきたいと思いますし、そういう職員がいることになるという事を何処かに止めておいていただくと、配置の時の参考になると思います。よろしくお願いします。

委員長：今〇〇委員から、幾つかの質問とアドバイスをいただきました。後段の人選云々に関わる部分につきましては、事務局の方も充分考慮されていることと思いますが、改めてご指摘のあった点についてご検討いただいて、実際H28年度の秋ごろになるのでしょうか、そのスタートに向けて進めていただきたいと思います。それで幾つかの質問があったわけですが、総合支援施設が行う事業が6つありますがその優先順位について、それから、発達支援事業の留意事項における就園前の母子分離はいかがなものかということ、デイサ

ービス事業の受け入れ、預かってもらえる時間に関する事で、およそ9時から18時程度という理解でよろしいのかということ、それから前後しますが、P1の運営目的ですが、就学と一言で言っても長きに渡るわけですし、このあたりどのような表現に、いずれ修正案を出していただけるわけですが、就学をどのように具体的に定義した上で運営目的を書き改められるのかということでした。あと人選に関して幾つかのご意見をいただきました。今の4点につきまして事務局いかがでしょうか。

事務局：まず優先順位について、まず法定事業を先にしていきます。法定事業とはP1の3の(1)になります。児童福祉法に定めるこの事業を最優先に開始していきたいと考えています。といいますのは、すでに療育センターがこの事業をやっていますので、これを差し置いて他の事業をするわけにはいきません。継続して進めていくという事と、もう一つは(2)の3の児童発達相談支援事業ですが、育ちサポート室が進めている相談事業を吸収していくということが前提になっていますので、これが実施の優先順位が高いという事になります。あとの事業につきましては準備が整い次第順次進めていきたいという考えを持っています。それからP3のAですが、これについては今ご意見をいただきましたので、こちらもう一度考えていきたいと思えます。単に就園をカットするというわけにはいかないと思えます。取り合えず考えてみて、文案を再提出します。それから(3)のデイサービスの提供時間については、一応「原則として」という意味を生かしているのはその為です。これは、個々の障がいのある子ども達、特性のある子ども達の家庭の状況や親御さんとの関係があり、例えば5時と言ってしまうと働いている親御さんはなかなか難しいと思えます。家庭の事情や子どもの様子を総合的に甘味した上で、預かり時間を設定するという事を踏まえて「原則的」という言葉を使いました。ただ、7時8時と言いますと職員も大変です。そういう意味では、基本的には閉館後1時間程度かというところで止めているところです。これは今後実際に運営していく中で皆さんと相談、利用している子どもの親御さんとの個々の相談の中で考えていきたいと思っています。P1の運営目的について、12年間の就学期の内容を載せるのは大変難しいであろうということをおっしゃっていただきました。就学期の載せ方のいうのは、委員長にもおっしゃっていただきましたが、今後の差し替えの原稿案を出させていただきますので、検討委員会でさらに揉んでいただければと思います。よろしくお願ひします。

委員長：ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

委員：重複するところもあるかもしれませんが、私の意見を述べさせていただきます。まず、子どもの施設なんですけど子どもと親御さんは必ず一体だということ。子どもの支援をするという事であれば、親御さんの支援をどうして

いくのかという事はもう少しあつく表現するべきかと思います。単なる介助技術の提供とかではなくて、もう少し具体的に親御さんをどう支援していくのか、親子関係、育ちも含めた親子関係の成長、発達であるとか、障がいを持っている方なので子どもの障がい受容の視点も含めて、どう支援をしていくのかという視点をもう少し踏み込んで盛り込んで欲しいと思います。それから放課後等デイサービスのところで、市内6カ所の事業所があって、この施設は公立としての位置づけをするのだと言われましたが、そうなってくるとサービス事業所との連携であるとか、多分難しい子どもとか調整が大変である子どもを中心にみていくのだととらせていただくと、そういったところの連携であるとか、保育園等の訪問事業とかもあります。そういった事業所への指導とか人材育成とかの要になるのだらうと思います。保育園等訪問支援事業とかがありますので、配置される保育士は、やはり保育士を指導出来る保育士でなければならないので、当然市内の保育士の中でも選りすぐりの方が集まってくるのであろうと思います。それから、記録(情報提供)のあたりですが、「当該児童が通所利用していた期間内にかかわる福祉的支援情報のみ」の提供というところで、色々な役割分担であるとか子どもの個人情報であるとかの関係で苦労してこうして書かれたと思いますが、やはり、ここで関わられた子どもさんについては、ここに聞いたら全てがわかるという体制をとっていただけたほうが、色んなところとの調整であるとか、途切れなく支援をしていくという視点とかはいいのではないかと思います。教育との連携も含めて、ここで一括して情報がわかるような事にしていただければと思います。それから、地域でのサービス事業をする(児童デイ)のところですが、志摩市では出前保育というのがありますが、これは保育園でしている所もありますので、そのような所を見ていただければ参考になるのではないかと思います。それから職員体制のところですが、至極いい事が書いてありますが、やはり具体的にしていくためにはどういう組織にしていくのかという事が非常に大事になってきますので、どういう風に組織が動いていくのか、もう少し具体的に(ガイドラインでは難しいかもしれませんが)、そのあたりが一番問題になってくると思いますので、そのあたりに留意をされてマネジメントの方法を考えていただきたいと思います。色んな職種がおりますので、協働していくということはなかなか難しく、特に教育・福祉・保健とかが協働して進まないといけないと思います。組織であるとかその運営方法であるとかについては充分考えて欲しいと思います。

委員長：〇〇委員から、保護者に対する支援について、放課後等デイサービスについて、情報提供のあり方について、地域デイサービスのあり方について、職員の配置について、ご意見をいただきました。〇〇委員においては、以前か

ら当施設が何の為にあるのか、何をやる所なのかという事がなかなか見えてこないというご指摘をさせていただいております。それが、本日の資料の P1 の運営目的の充実に繋がってきたわけです。改めて集約をしますと 5 点ほどご指摘をいただきましたので、これらについて、事務局はこのガイドラインを修正するだけでなく、特に職員配置等については施設がオープンする前の段階から人材育成をやっておかないと施設の運用開始に間に合わなくなってくるわけです。このあたりも含めて事務局は念頭において進めていただきたいと思います。他にございませんでしょうか。

委員：私の子どもは、先ほど話が出ました人工呼吸器をつけています。人工呼吸器をつけているからといって、色んなことですぐ断られます。今回の施設も、そういう子は一応対象外ですと話がありまして、すごくがっかりしました。地域で暮らす障がいのある一人一人の子どもなので、簡単に障がいですと言われないように・・・状態は本当に落ち着いています。そういう子ども達もこういう所の対象になるように考えていただきたいと思います。

委員長：突然で恐縮ですが、〇〇委員、鈴鹿では医療行為までは必要ではないかもしれないけれども状态的には付けて置かないといけないという子どもに対する対応をどういう風になさっているか教えていただけますか。

委員：うちは看護師がおりません。おりませんが、母子通園ですから呼吸器を付けていても、大きな機械を付けていてもお母さんがいますので・・・、ただ家から出るのがたいへんだと思います。うちに来ていただければ呼吸器も接続しますし、お母さんもされます。「ちょっと見ていて」と言われたら、少し見ているくらいだったら出来ます。今うちが要望しているのは看護師です。要望していますが、医療的ケアの必要な子どもはどこの療育センターにも通っていません。それが放課後等デイであっても通ってきます。訓練しますので、そういった方が呼吸リハですとか音とか光の遊びをするために療育を組み立てていますので通ってきます。多分先ほど事務局はダメと言われたのではなくて、そういったケアができる子どもを、医療機関からちゃんと指導を受けた職員を配置するという方向で考えてくださっていると思いますので、そんなに悲観的に考えていただかなくても大丈夫だと思います。9つある療育センターの中で、松阪だけが突出してそういう子どもを預からないという風な方向にはいかないと思いますので、そのへんは大丈夫だと思います。そんなにマイナスに考えなくてもよろしいと思いますし、どこでもそういう子どもはいます。大きな呼吸器の機械をつけている方もいますし、うちも酸素ボンベを持ってきている子もおります。私はそのあたりは大丈夫だと思います。

委員長：まさに、あり方を検討していく委員会ですから、今〇〇委員は一人の委員として話をされたわけですが、先ほどでたような話は、この委員会の中で

もこれから具体的にどういう事が出来るのかも含めて考えてまいりたいと思います。他にございませんでしょうか。

委員：今のお母さんに、当然主治医はいらっしゃると思います。その先生と相談をしていただいて、私は今松阪地区医師会の理事をしています。松阪地区医師会の訪問看護に聞くと呼吸リハビリが機能訓練だろうが訪問してやらしてもらおうと言っていますので、その延長線上でやってくれないだろうかということ、それから、そういう方は結構みえるはずですから、始まっちゃえばやっていただけるのではないかという気はします。まだ始まっていない時に、実は事務局は誰が来るのかもわかっていないのです(施設の職員とか)。わからない状態だとなかなかそこまでの返事が出来ないということで、ああいう返事になったと思います。お年寄りを診ている看護師も小さいお子さんも全部 OK と言っています。わからない場合は、私が医師会にいますので相談には乗ります。なので、そんなに考え込んでもらわなくても、多分これからは大丈夫だと思います。それから、ガイドラインとは関係ないので先ほど言いませんでしたが、2歳頃に(今日も健康センターでやっていますが)健康診断をしています。そこで大体ひっかかる事が多いのですが、それは健康推進課がやっています。ここは障がいあゆみ課、もう一つは松阪市の教育委員会と、3つの組織がお互いに同じお子さん達を対象にしています。これは日本の組織がそういう風になっていますから今すぐ変えるということは難しいです。お互い情報交換する機会を持っていただきたい。ただし市役所の中の組織の話し合いなので、民間の委員である私が、本当は口出しできる部分ではありません。本当はやるべきだし、もうやっていると言われるかもしれません。そういうところがきちんと機能していれば、例えば、3歳から療育センターを利用するとしても、2歳児頃に障がいが見つかった時には、お母さんと子どもと一緒に相談に行っていたような気がします。それから本格的に通っていただくとすると、就園頃ということで、それはそれで上手くいくのではないかと思います。就学頃という事になりますと、どうしたらいいのかというと、今の段階ではよくわかりませんが、お母さん達の考えをよく伺った上でやり方を考えられるのであれば、そういう風にしていきたいと思います。あと一つ、これはいらないと思うのですが、松阪中央病院の先生も当施設ができる事はご存知でお話をしました。できましたら、新しい子ども発達総合支援施設の後方支援病院として(今小児科がみんな出来るのは松阪中央病院ですから)、松阪市のほうからお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。少し関係ないかもしれませんがよろしくお願いします。

委員長：ありがとうございました。他にございませんでしょうか。それでは、本日の議事の(2)の意見交換はここまでとさせていただきます。このあり方検

討委員会は今後も開催されます。保護者同士のネットワークもあると思いますので、もし本日言い忘れたという事があれば、是非そういったルートを通じて、意見がこの場に届くようなアクションをおこしていただければと思います。

4. その他

《事務局より概要説明》

(1) 次回検討委員会の日程について

日時：平成27年 2月12日(木) 13時30分～15時30分(予定)

場所：松阪市議会 第3・4委員会室